

大阪市告示第1775号

次の金融機関について、名称変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月26日

大阪市長 横 山 英 幸

変更前金融機関名	変更後金融機関名	変更年月日
株式会社愛知銀行	株式会社あいち銀行	令和7年 1月1日

（会計室会計管理担当）